

居宅介護（介護予防）支援事業者の指定等について

居宅介護（介護予防）支援事業者については、介護保険法第 46 条第 1 項及び第 58 条第 1 項において市町村が指定すると規定されております。

また、指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力は 6 年間で定められております。下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

〔更新〕

	事業所名	所在地	運営 法人	サービス の種類	更新 年月日	備考
1	居宅介護 支援事業所 りはびり くらぶ	習志野市 実籾 4-13-7 アilet E1 階	株式会社 りはびり くらぶ	居宅介護 支援	令和元年 8 月 1 日	
2	居宅介護 支援事業所 ひだまり	習志野市 谷津 5-5-3 ステージイト・北 棟 1 階・右側	企業組合 労協 センター 事業団	居宅介護 支援	令和元年 9 月 1 日	